記者説明会資料

2008 年 3 月 24 日

独立行政法人　国民生活センター

シートベルトのロック機構にご注意

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）と消費者トラブルメール箱に、乗車中シートベルトで遊んでいた子どもがシートベルトに絡められたため、はずそうとしたところ緩まず、逆に強く締まり続けて窒息しそうになったという事例が寄せられている。事故はいずれもチャイルドシート固定機能付のシートベルトで起こった。

１．事故の概要

【事例１】

高速道路を走行中、後部座席にひとりで着席していた 10 歳の息子が、シートベルトをしたままシートベルトを伸ばして身体に巻きつけて遊んでいたが、シートベルトをはずそうとしたところ、固定具ははずれたが、シートベルトはリング状になって子どもの腹部に食い込んだ。車を停車しベルトをはずそうとしたが、ゆっくり戻して引っ張ろうとしてもベルトは戻る一方で出てこなかった。子どもが腹痛を訴え苦しんでいたため救急車を呼んだ。ちょうどその時、偶然通りかかった高速パトロール隊にシートベルトを切断してもらった。まったく想像外の出来事でどのようにしたらあのような状況になるのかわからない。（事故発生年月 2007 年 6 月　神奈川県）

【事例２】

後部座席に着席していた小学 4 年生の子どもが、シートベルトを 3 重に首に巻いて遊んでいた。「苦しい」と言い出したので、車を止めてはずそうとしたが、ロックがかかってはずれない。ロックをはずそうと引っ張ると余計にしまり、どうしようもなくなり警察と救急車を呼んだ。結局救急隊員にベルトを切ってはずしてもらった。首には跡が残ったが、本人が大丈夫というので医者にはかかっていない。急ブレーキをかけていないのにロックがかかるベルトは不良品ではないのか。

（事故発生年月 2006 年 12 月　愛知県）

【事例３】

小学 2 年生の息子を後部座席に座らせ、シートベルトをするように指示した。子どもが「痛い」と言い出したので調べるとベルトが締めあがっていた。どうやってもはずせずベルトをはさみで切った。お腹に 2 ミリ幅の青アザができていた。販社に申し出たが親の不注意だと言われた。

（事故発生年月 2001 年 7 月　愛知県）

【事例４】
9歳の息子が後部座席でシートベルトを首に巻きつけて遊んでいたとき、巻き戻し状態になり窒息しそうになった。父親がシートベルトをつかみ、母親がはさみで切った。販売店は機能の不具合を認めたが、メーカーは機能は正常で誤使用による事故だという。解除機能がなく、収納時は、表示が裏になり見えない。

（事故発生年月 1999 年 6 月　京都府）

この他にも、社団法人日本自動車連盟（JAF）からの聞き取りによると、中国ロードサービス管内（岡山・広島・島根・鳥取・山口）で 2007 年上期（4 月～9 月）に 1 件、九州管内（含む沖縄）で 2004 年に 1 件同様の事故が発生している。また新聞報道によると、2001 年に群馬県で、駐車中の車内で 4 歳の幼児が窒息死した事故がシートベルトのロック機構が作動したことによる可能性が高いとされている（読売新聞群馬版 2001 年 6 月 22 日）。

２．調査

（１）シートベルトのロック機構

現在一般的な乗用車に使われているシートベルトのロック機構には、緊急ロック式巻取装置（以下、ELR という）、自動ロック式巻取装置（同、ALR）、ロック機能なし巻取装置（同、NLR）の 3 種類がある。

最近の乗用車では ALR は単独では使われておらず、ELR（平常時はシートベルトをゆっくり引くと自由に引き出せるが、急ブレーキなどの強い力が加わるとロックする）に ALR（シートベルトを最後まで引き出すとロックされ、巻き込み方向にのみ動くが緩まなくなる）が付いているシートベルトが後席に装備されている（資料 1 参照）。

このALRの機構を利用することにより、シートベルトを用いてチャイルドシートを固定する際に、緩みが生じにくく比較的容易にしっかりと取り付けることができるため、これをチャイルドシート固定機能付シートベルトと呼んでいる。
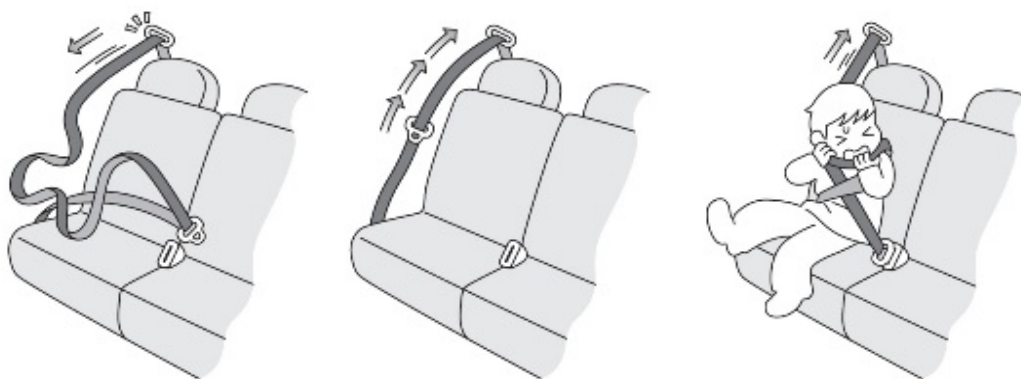
ベルトを全部引き出すと ALR 機構が働き、巻き込み方向にのみ巻き取られていくが、止めるごとにロックがかかり、ロックが解除される一定の位置まで緩めることができなくなる

（２）ALR のロックが解除されるベルトの長さや注意表示について

当センターで、複数車種の後部座席の右、あるいは左のシートベルトを実際に確認した。ほとんどの乗用車で、シートベルトを全部引き出したところでロック機構が作動し、シートベルトは巻き取られていくが止めるごとにロックがかかり、ロックが解除される一定の位置まで緩めることはできないことが確認できた。ロックが解除される位置は、シートベルトが完全に格納された位置からのベルトの“遊び”の長さで、長いものは 40cm 近く短いものでは 13cm 程度であった。

また、車種によっては、シートベルト本体にチャイルドシートの取り付け方が簡単に記載されているもの、JIS の注意表示等の絵記号があるものはあったが、ALR の特徴や取り扱いの注意が具体的に表示されているものは確認した限りではなかった。

（３）道路交通法の改正について

2007 年 6 月 20 日、道路交通法の一部を改正する法律が公布された。同法第 71 条の 3 では、自動車の運転者は、助手席以外についても座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととされた（資料 2)。警察庁では政令案をまとめ、2008 年 6 月 1 日施行の予定で動いている（2008 年 3 月 6 日現在)。

今後は、チャイルドシートを使わない子どもが一人で後部座席に座りシートベルトを装着する機会が増えるため、シートベルトの扱いには注意が必要である。

（４）業界の動向

メーカー及び社団法人日本自動車工業会からの聴き取りによると、2001 年 6 月に群馬県において、パチンコ店の駐車場で 4 歳の子どもが一人で車内にいた際に窒息死した事故の原因が、ALR が作動したことによる可能性が高いとされたことをきっかけに、啓発活動を始めたという。

工業会のホームページや JAF のホームページにはシートベルトの項目にチャイルドシート固定機能付シートベルト(ALR 付シートベルト)に対する注意が掲載されている。

www.anzen-unten.com/home/family/b002.html

（(社）自動車工業会ホームページ「安全運転講座」ファミリーカー『子どもとシートベルトに注意』)

http://www.jaf.or.jp/qa/index.htm

（(社）日本自動車連盟（ＪＡＦ）ホームページ「クルマお役立ち情報」交通安全『チャイルドシート・ガイド』)

また、社団法人日本自動車工業会で確認したところ、国内の自動車メーカーすべてが取扱説明書に注意の記載を行っている。

３．問題点

チャイルドシート固定機能付シートベルトは、手持ちのチャイルドシートを簡単・確実に取り付けるために便利なものである。

当センターでも 1998 年（平成 10 年）7 月に「乳幼児の車内事故に関する調査報告書ーチャイルドシートを中心にー」をまとめ、乳幼児の車内事故の防止のためにもチャイルドシートが重要であることから、チャイルドシート着用の促進等に関する要望を関係機関に行っている。その中で、自動車の後部座席へのチャイルドシート固定機能付シートベルト等の標準装備化の推進も要望している。

チャイルドシート固定機能付シートベルトはアメリカでは法律により義務付けられているが日本では義務付け自体がない。しかし、チャイルドシート装着促進のために業界をはじめとして国も積極的に装備への取り組みをしてきた経緯があり、ここへきてほぼ 100%装備が整ったところである。

一方で、本件事故の状況を見ると、事故を起こした消費者は、当該シートベルトがチャイルドシート固定機能付シートベルトであることも、ベルトを全部引き出すとロックがかかり巻き込み方向にしか動かなくなり引き出せなくなるという特徴があることも知らなかった。確かに取扱説明書には注意の記載があり、広報活動も行われているが、同種の事故が複数件、最近になっても発生しているということは、この機構の存在や特徴が周知されておらず、取り扱いによっては危険が生じる場合がある点が消費者へ伝わっていないことを意味する。

自動車メーカーは取扱説明書においてチャイルドシート固定機能付シートベルトについての注意喚起を行い、万が一ベルトが巻きついた場合はハサミなどで切るように説明している。しかし、当室で確認した限りでは、シートベルト本体あるいは近くのわかりやすい位置に注意を喚起するような表示はなかった。また、ハサミなどの裁断器具を日常的に車載している消費者も少ないと思われる。

販売店（ディーラー）に対して、新車や新機構の説明会の際に、ALR 付シートベルトについて説明を行ったことがあるメーカーもあるが、販売店が乗用車の購入者に対して特に説明や注意を喚起しているという実態はないようである

シートベルトの ALR のロックが解除される長さは、車両によりまちまちであり、基準等も不明であったが、極端に短いものは長いものに比べて“遊び”が少ない分、万が一絡まったときの逃げ場が小さく事故になりやすいと考える。

４．消費者への注意

現在、国内の乗用車のほぼすべてにおいて、後部座席左右のシートベルトはチャイルドシート固定機能付シートベルトとなっている。チャイルドシート固定機能付シートベルトは、緊急時の身体保持・拘束という ELR が基本であり、それにチャイルドシートの装着に便利な ALR がついているものであるため、事故があったとはいえ機能自体が問題

というわけではない。チャイルドシート固定機能付シートベルトの特徴を知り、保護者が子どもによく注意をすることが必要である。

また、車内の事故を防ぐための基本的な注意として、走行中はシートベルトで身体を拘束する、子どもにはシートベルトで遊ばないようにしつけを行う、親は車内に子どもを単独で残して車から離れない、などを徹底するべきである。

５．業界への要望

現状ではまだ、自動車工業会や自動車メーカーの注意喚起が消費者に周知されているとは言いがたい。後部座席シートベルト着用義務化に関する広報が始まっているので、付随してチャイルドシート固定機能付シートベルトに関してもより一層注意喚起や啓発を行うことを望む。

また、取扱説明書だけでなくシートベルト本体に、子どもにもわかるような具体的な注意表示を行うことを要望する。メーカーには、ALR が解除される位置の再検討など安全性向上に向けた構造や機構について更なる研究開発を望む。

さらに、販売店（ディーラー等）に対しても、メーカーと協力して消費者に情報を伝えていくことを望む。

要望先

社団法人　日本自動車工業会
社団法人　日本自動車部品工業会
社団法人　日本自動車販売協会連合会
社団法人　日本中古自動車販売協会連合会

情報提供先

内閣府国民生活局消費者調整課
国土交通省自動車交通局安全政策課
警察庁総務課広報室
経済産業省商務情報政策局製品安全課

〈本件連絡先〉
独立行政法人　国民生活センター　相談調査部危害情報室
TEL 03-3443-6223
FAX 03-3443-6209

（資料１）　シートベルトのロック機構

	3点式		2点式
シートベルトのロック機能	ELR (Emergency Locking Retractor) 緊急ロック式巻取装置	ALR付きELR(Automatic Locking Retractor) 自動ロック式巻取装置（チャイルドシート固定機能付）	NLR(Non Locking Retractor) ロック機能なし巻取装置
特　色	シートベルトを普通に引き出す分には出てくるが、衝撃などで急激に引っ張られるとロックされ、引き出すことができなくなる機能。	通常はELRだが、シートベルトを全て引き出すとALRに切り替わり、シートベルトを巻き戻すとその位置でロックされる。ロックされると巻き込み方向にのみ動くが引き出せなくなる。いったん完全に巻き込むと戻る。	ロック機能はなく、タングプレート側でシートベルトの長さを乗員自身が調節する。
チャイルドシートを固定する時の使用方法	シートベルトを引き出してチャイルドシートを固定し、固定用金具等を使用してシートベルトを締め付け固定する。	チャイルドシートを取り付けた後、シートベルトを全て引き出すとALRに切り替わりしっかり固定できる。	タングプレート側のベルト調整機能でベルトを適切な長さにしてチャイルドシートを固定する。
座席	運転席・助手席	後部の左右座席	後部中央座席に多い

（交通安全総合ネットワーク「Cross Road」　チャイルドシート　『6）チャイルドシートの基礎知識』及び　『チャイルドシートの着用指導マニュアル』、(社) 日本自動車連盟 (JAF) ホームページ「クルマお役立ち情報」交通安全『チャイルドシート・ガイド』、JIS「自動車部品－シートベルト」JIS　D　4604より作成）

（資料 2）　道路交通法（抜粋）

（改正：平成 19 年 6 月 20 日）

（普通自動車等の運転者の遵守事項）

第七十一の三　自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルト（以下「座席ベルト」という。）を装着しないで自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため座席ベルトを装着することが療養上適当でない者が自動車を運転するとき、緊急自動車の運転者が当該緊急自動車を運転するとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

２　自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置（当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、幼児（適切に座席ベルトを装着させるに足りる座高を有するものを除く。以下この条において同じ。）を当該乗車装置に乗車させるとき、疾病のため座席ベルトを装着させることが療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

３　自動車の運転者は、幼児用補助装置（幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため座席に固定して用いる補助装置であって、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するものをいう。以下この項において同じ。）を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用補助装置を使用させることが療養上適当でない幼児を乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

※　道路交通法の一部を改正する法律については警察庁ホームページ等を参考。

http://www.npa.go.jp

警察庁ホームページ

トップページ「トピックス」（平成 19 年 7 月 5 日掲載）

「道路交通法の一部を改正する法律（概要）について」

<title>シートベルトのロック機構にご注意</title>